



INDEX

- 報酬算定・運営基準
「業務管理体制の届出について」
「2月から平成25年度介護職員処遇改善計画書の受付を開始します！」
「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について」
- お知らせ
「平成25年2月19日(火曜日)に、事業者更新研修を実施いたします。」
「生計困難者等に対する利用者負担軽減事業にご協力ください」
- 注意
「インフルエンザ対策の更なる徹底について」

平成25年2月1日発行 第103号

報酬算定・運営基準

○ **業務管理体制の届出について**

平成21年度介護保険法改正により、事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るために、事業者に対し、業務管理体制の整備が義務付けられました。(介護保険法第115条の32)。

業務管理体制の届出は全法人<必須>となっています。法令遵守責任者を定め、必要書類を添付して届出をお願いいたします。

詳細は、東京都介護サービス情報に掲載されていますので、まだご提出されていない法人様におかれましては、速やかにご提出いただくようお願いいたします。

■届出事項

届出事項／事業所数	事業所数		
	20未満	20以上100未満	100以上
法令遵守責任者の氏名及び生年月日	○	○	○
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	×	○	○
業務執行の状況の監査の方法の概要	×	×	○

■届出先

事業所等の展開に応じて異なりますので、必ずご確認をお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】 → 東京都介護サービス情報 > 事業者指定申請・変更届・加算届等 > 業務管理体制に係る届出

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/gyoumukannritaisei.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ **2月から平成25年度介護職員処遇改善計画書の受付を開始します！**

平成25年度介護職員処遇改善計画書を平成25年2月1日(金曜日)から郵送にて受け付けます。

平成24年度において介護職員処遇改善加算を算定していた事業所で、引き続き平成25年度介護職員処遇改善加算を算定するときは、**平成25年2月28日(木曜日)【期限必着】**までに平成25年度介護職員処遇改善計画書を各指定権者にご提出ください。東京都提出分の計画書様式、記載方法等につきましては、以下のホームページに掲載しています。**提出はすべて郵送にて受け付けます。**

＜郵送先＞ 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎 24階

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課 介護職員処遇改善加算担当

※地域密着型サービスについては、各区市町村にも計画書を提出してください。また、地域密着型サービスのみの介護職員処遇改善計画書を提出するときは、東京都へのご提出は不要です。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善交付金/介護職員処遇改善加算>平成25年度介護職員処遇改善計画書の提出について

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/25keikaku.html>)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 介護職員処遇改善加算担当 TEL03-5320-4343

※受付時間: 平日9時30分～17時(11時45分～13時15分を除く)

○ **居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について**

居宅介護支援事業所においては、半年ごとに居宅介護計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の3つのサービスについて、紹介率が最も高い法人(紹介率最高法人)の名称等について記載した「特定事業所集中減算チェックシート」を作成することになっています。

平成24年度後期分(判定期間:平成24年9月1日～平成25年2月末日)の受付期間は、3月1日から3月15日までです。

3つのサービスのうち、いずれかのサービスについて、紹介率最高法人の割合が90%を超えた場合は、「正当な理由」の有無にかかわらず、必ずチェックシートを東京都に郵送してください。

＜郵送先＞ 〒163-8001(住所不要) 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係

チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準は、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>事業者指定申請・変更届・加算届等>特定事業所集中減算

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/genzan.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ **平成25年2月19日(火曜日)に、事業者更新研修を実施いたします。**

平成25年5月1日から平成25年12月1日までに指定更新を行う居宅サービス事業者の管理者等を対象に研修会を開催いたします。対象事業者に対しては、研修受託者の(公財)東京都福祉保健財団から入場証が送付されますので、必ずご持参ください。

◆ 日時 平成25年2月19日(火) 13時00分～16時05分(受付開始 12時15分)

◆ 場所 練馬区立練馬文化センター つつじホール(小ホール)

◆ 目的 1 介護サービスの質の向上・介護サービス利用者の尊厳の確保
2 介護事業者の法令遵守の徹底等

【お問い合わせ先】 (公財)東京都福祉保健財団 事業者指定室 TEL03-5206-8752

○ 生計困難者等に対する利用者負担軽減事業にご協力ください

東京都では、介護サービスの利用にあたり、所得が低く、生計が困難な方への配慮のため、利用者負担額の一部を軽減する事業を実施しております。

事業実施にあたっては、事業者の皆様のご協力が不可欠です。ご協力いただける場合は、「軽減申出書」を東京都と事業所が所在する区市町村にそれぞれご提出ください。（「軽減申出書」の様式や制度の詳細については、下記の東京都福祉保健局ホームページをご確認ください。）

制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】 → **東京都介護サービス情報** > **事業者に関する情報(指定状況、負担軽減等)** > **生計困難者等に対する負担軽減事業**

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/jigyoku/keigen.html)

【お問い合わせ先】東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護保険係 TEL 03-5320-4291

注 意

○ インフルエンザ対策の更なる徹底について

都内ではインフルエンザの患者数が急増し、流行注意報が発令されています。流行拡大防止のため、より一層注意を払っていただくことが重要です。

各介護サービス事業所及び施設におかれましては、行政情報等により感染情報を把握するとともに、日々利用者の健康状態をチェックし、「うつらない・うつさない・(ウイルスを)持ち込まない」ための対策の更なる徹底をお願いします。

感染予防・感染拡大防止等についての詳細は、以下のホームページを確認の上、適切な対策に努めてください。

なお、感染が疑われる症状が現れた場合は、速やかに医療機関を受診させるとともに施設内での感染拡大防止について、管轄の保健所と連携して対応してください。

【厚生労働省ホームページ】 → **政策について** > **分野別の政策一覧** > **健康・医療** > **健康** > **インフルエンザ関連情報**

「今冬のインフルエンザ総合対策」・「インフルエンザ Q&A」・「インフルエンザ施設内感染予防の手引き」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>)

【東京都ホームページ】

「都内のインフルエンザ流行が注意報レベルに」

(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2013/01/20n1h200.htm>)

「インフルエンザの予防対策について」 (<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2013/01/20n1h201.htm>)

※参考 **東京都感染症情報センター** (<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/>)